

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会財務規程

(目的)

第1条 この規程は、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会設置要綱第11条の規定に基づき、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、飛島村からの補助金、国からの補助金、関係機関等からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに飛島村長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用)

第5条 会長は協議会の運営及び事業の遂行上やむをえないと判断したときは、歳出予算を流用することができる。

(出納責任者)

第6条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第7条 経理責任者は、飛島村役場会計管理者とする。

(現金等の保管)

第8条 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

2 前項の規定に基づく預貯金通帳及び印鑑については、経理責任者が管理するものとする。

(収入支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、飛島村の例により行うものとする。

(収入及び支出に関する簿冊)

第10条 経理責任者は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行なうものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) 収入調書
- (3) 支出負担行為決議書
- (4) 支出金調書
- (5) 予算流用調書
- (6) 財産台帳

(決算等)

第11条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、監事の監査意見書を付して、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに飛島村長に送付しなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年3月31日から施行する。

(飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会財務規程の廃止)

2 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会財務規程(平成21年)は、廃止する。

(飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会内部監査実施規程の廃止)

- 3 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会内部監査実施規程(平成20年)は、
廃止する。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	負担金	1	負担金	1	負担金
2	補助金	1	補助金	1	補助金
3	寄付金	1	寄付金	1	寄付金
4	繰越金	1	繰越金	1	繰越金
5	使用料	1	使用料	1	使用料
6	預金利息	1	預金利息	1	預金利息
7	雑収入	1	雑収入	1	雑収入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	運営費	1	運営費	1	会議費
				2	事務費
2	事業費	1	事業費	1	事務費
				2	消耗品費
				3	印刷製本費
				4	修繕料
				5	委託料
				6	使用料
				7	工事請負費
				8	備品購入費
				9	負担金
3	予備費	1	予備費	1	予備費